

専用水道に関する手引き

専用水道は、水道法の適用を受ける施設です。

水道法の規定を遵守し、安全で衛生的な水を供給しましょう。



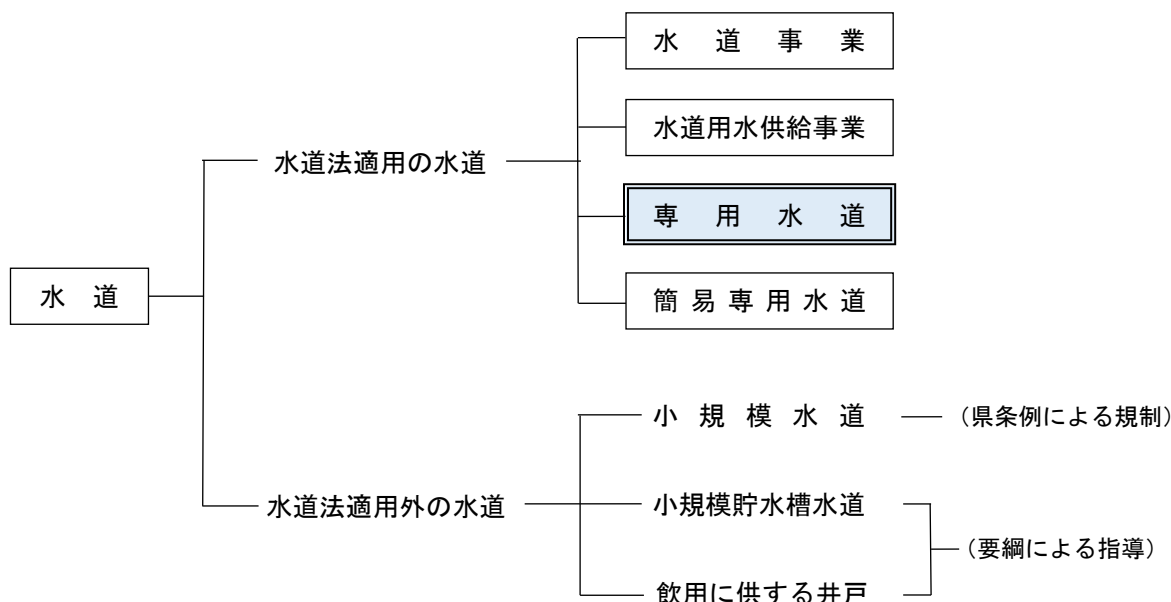
八戸市保健所衛生課

1. 専用水道とは

(1) 水道の分類

水道法（以下「法」という）第3条第1項において、「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に供する水として供給する総体で、臨時に施設に設置されたものを除くとされています。

水道は、次のように分類することができます。



(2) 専用水道の定義

[専用水道とは…]

自家用の水道又は水道事業の用に供する水道以外の水道であって、次のいずれかに該当するもの

- ① 100人を超える者^{※1}にその居住^{※2}に必要な水を供給するもの
- ② 人の生活の用に供する水^{※3}の1日最大給水量^{※4}が20 m³を超えるもの

※1 実居住人口（計画給水人口ではない）。

※2 居住とは滞在と異なり、継続的であることを要する。例えば、病院の入院患者や旅館の宿泊者は居住者ではない。

※3 飲用、炊事用、浴用その他人の生活の用に供する水であって、事業用、営業用等の人の生活の用に供しない用途（例：公衆浴場やプール、製造工程での使用等）に供する水を除く。

※4 1日に給水することができる最大の水量

ただし、次の全てに該当する場合には、専用水道から除外します。

- ① 他の水道（八戸市では八戸圏域水道企業団）から供給を受ける水だけを水源とする。
- ② 地中又は地表に設置されている口径25mm以上の導管の全長が1,500m以下
- ③ 地中又は地表に設置されている水槽の有効容量の合計が100 m³以下

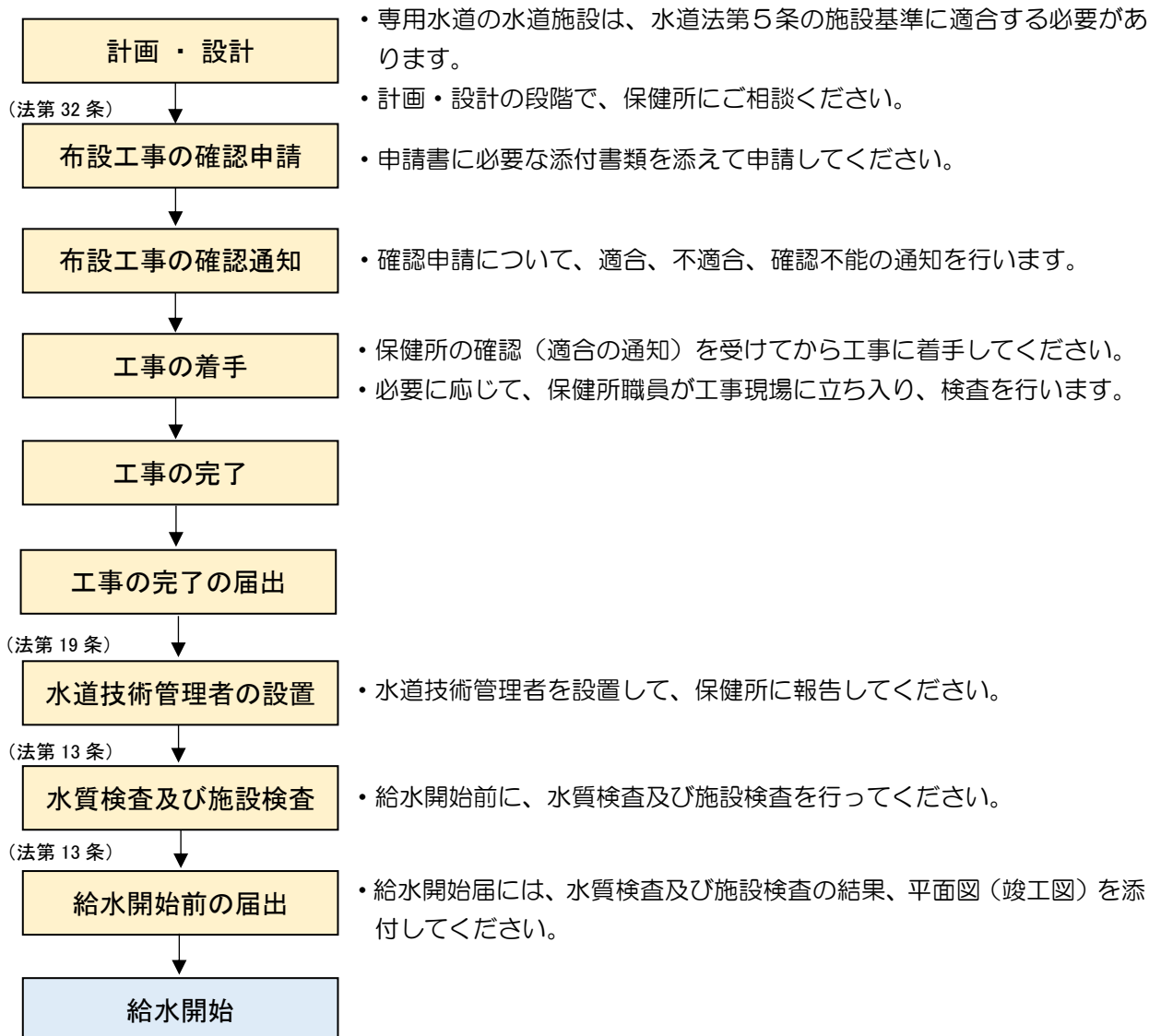
[専用水道の例]

例1) 自己水源型：自家用の井戸を設け、自己の施設に生活用水を給水する一定規模以上の水道

例2) 受水槽型：八戸圏域水道企業団からの給水を地下に設けた100 m³以上の受水槽に受け、建物内に供給する水道

2. 専用水道の設置

(1) 専用水道設置までの手続き



(2) 布設工事の確認申請

専用水道の布設工事をしようとする者は、工事着手前に、当該工事の設計が施設基準に適合するものであることについて、都道府県知事等（八戸市の場合は、保健所長。以下同じ。）の「確認」を受けなければなりません。また、「確認」を受けなければ工事に着手することができません。

[布設工事に該当する工事]

布設工事の確認申請が必要な工事は、次のとおりです。

- ① 水道施設の新設工事
- ② 給水量、水源種別、取水地点又は浄水方法の変更のいずれかを伴う工事
- ③ 沈殿池、ろ過池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模改造を伴う工事

[申請書及び添付書類]

布設工事の確認申請は、「専用水道布設工事確認申請書」に次の添付書類を添えて申請してください。

◆水道法施行規則（以下「規則」という）第53条に基づく添付書類

- ① 水の供給を受ける者の数を記載した書類
- ② 水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面
- ③ 水道施設の位置を明らかにする地図
- ④ 水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図
- ⑤ 主要な水道施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- ⑥ 導水管渠、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図

◆上記のほか添付を求めている書類

次の事項が記載されている工事設計書

- ① 1日最大給水量及び1日平均給水量
- ② 水源の種別及び取水施設
- ③ 水源の水量の概算及び水質試験の結果
- ④ 水道施設の概要
- ⑤ 水道施設の位置（標高及び水位を含む。）、規模及び構造
- ⑥ 浄水方法
- ⑦ 工事の着手及び完了の予定年月日（工程表を含む。）

(3) 布設工事の完了の届出

布設工事が完了したときは、「専用水道布設工事完了報告書」に次の添付書類を添えて届出してください。

◆添付書類

布設工事の確認申請に添付した図面及び構造を記載した書類に変更が生じた場合、当該変更後の書類

(4) 給水開始前の届出及び検査

専用水道の設置者は、水道施設を新設し、増設し、又は改造した場合、その施設を使用して給水しようとする前に、水質検査及び施設検査を行い、都道府県知事等に届出しなければなりません。

[給水開始前の届出]

給水開始前の届出は「専用水道給水開始前届出書」に次の添付書類を添えて届出してください。

◆添付書類

- ① 給水開始前の水質検査の結果
- ② 給水開始前の施設検査成績書
- ③ 平面図（水道施設、給水区域、採水地点がわかる図面）

[給水開始前の検査]

① 水質検査

水質検査は、当該新設、増設、又は改造に係る施設を経た末端の水道水について行ってください。

② 施設検査

施設検査は、当該新設、増設、又は改造に係る施設について、浄水及び消毒の能力、流量、圧力、耐力、汚染及び漏水の有無などについて行ってください。

3. 専用水道の施設基準

専用水道の水道施設は、施設基準に適合したものでなければなりません。

[施設基準（法第5条）]

水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- 一 取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。
 - 二 貯水施設は、渇水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。
 - 三 導水施設は、必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管その他の設備を有すること。
 - 四 浄水施設は、原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要なちんでん池、ろ過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。
 - 五 送水施設は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備を有すること。
 - 六 配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。
- 2 水道施設の位置及び配列を定めるにあたっては、その布設及び維持管理ができるだけ経済的で、かつ、容易になるようにするとともに、給水の確実性をも考慮しなければならない。
 - 3 水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。
 - 4 前三項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は、厚生労働省令（＝水道施設の技術的基準を定める省令）で定める。

4. 専用水道の維持管理

(1) 水質検査の実施

専用水道の設置者にとって、安全かつ衛生的な水の供給を確保することは最も基本的な義務です。これを常時確保するためには、状況に応じた水質の管理が不可欠です。このため、水道法では水道水質の定期及び臨時の検査を専用水道の設置者に義務付けています。

[定期の水質検査]

別表（巻末）のとおり、定期の水質検査を行ってください。

[臨時の水質検査]

次のような場合に、臨時の水質検査を行ってください。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき
- ② 水源に異常があったとき
- ③ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- ④ 浄水過程に異常があったとき
- ⑤ 配水管の大規模な工事等により水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- ⑥ その他特に必要があると認められるとき

[原水の水質検査]

- ・消毒副生物（12項目）を除く項目について、年1回検査してください。
- ・「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度（レベル）に応じて、原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）の検査を実施してください。

クリプトスポリジウム等による汚染のおそれの判断		原水の検査
レベル4 (クリプトスポリジウム等による汚染のおそれが高い)	地表水を水道の原水としており、当該原水から指標菌が検出されたことがある施設	水質検査計画等に基づき、適切な頻度で原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査を実施すること。
レベル3 (クリプトスポリジウム等による汚染のおそれがある)	地表水以外の水を水道の原水としており、当該原水から指標菌が検出されたことがある施設	
レベル2 (当面、クリプトスポリジウム等による汚染の可能性が低い)	地表水等が混入していない被圧地下水以外の水を原水としており、当該原水から指標菌が検出されたことがない施設	3か月に1回以上、原水の指標菌の検査を実施すること。
レベル1 (クリプトスポリジウム等による汚染の可能性が低い)	地表水等が混入していない被圧地下水のみを原水としており、当該原水から指標菌が検出されたことがない施設	年1回、原水の水質検査を行い、大腸菌、トリコリチン等の地表からの汚染の可能性を示す項目の検査結果から、被圧地下水以外の水の混入の有無を確認すること

[水質検査計画]

専用水道の設置者は、毎年度の開始前に次の事項を記載した水質検査計画を定めなければなりません。

なお、保健所では、水質検査計画の提出を依頼し、内容を確認しています。

- ① 施設の概要、採水場所
- ② 水質管理において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るもの
- ③ 定期的水質検査を行う項目については、当該項目、採水の場所、検査の回数及びその理由
- ④ 定期的水質検査を省略する項目については、当該項目及びその理由
- ⑤ 臨時の水質検査に関する事項
- ⑥ 法第 20 条第 3 項の規定により水質検査を委託する場合における当該委託の内容
- ⑦ その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項

[水質検査機関]

水質検査は、設置者が独自に検査施設を設けるか、または厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に委託して行ってください。

[記録の作成・保存]

水質検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、検査を行った日から5年間保存してください。

○クリプトスポリジウム等の対策

クリプトスポリジウム等とは、クリプトスポリジウム及びジアルジアのことを指します。

クリプトスポリジウムは、人間や哺乳動物の消化管内で増殖する原虫であり、感染症をもたらします。これらの感染した動物の糞便に混じってクリプトスポリジウムのオーシスト*が環境中に排出され、オーシストを経口摂取することにより感染症による被害が拡大します。免疫力の低下した患者などでは、重症となることも多いと言われています。水道水の消毒に使用する塩素に強い耐性を持っていて、水源がクリプトスポリジウムにより汚染された水道においては、浄水施設でクリプトスポリジウムを十分に除去又は不活化できなければ、水道水を経由して感染症による被害が拡大するおそれがあります。

また、ジアルジアは、脊椎動物の消化管内で増殖する原虫で、クリプトスポリジウムと同様に水系を通じた感染症を起こすおそれがあります。

このため、「水道施設の技術的基準を定める省令」（平成 12 年厚生省令第 15 号）において、原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合にはろ過等の設備を設置すべきことを規定するとともに、厚生労働省では、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」をとりまとめ、専用水道の設置者に対しても施設基準省令及び指針に基づくクリプトスポリジウム等の対策を的確に講じることを求めています。

※オーシスト（卵嚢子）とは、クリプトスポリジウムなどの原虫が、外界で生存・感染するために形成する、厚い膜に包まれた休眠状態の形態です。

(2) 健康診断の実施

水道法では、水道水の汚染を防止するため、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事する者等について、定期及び臨時の健康診断を義務付けています。

[健康診断の対象者]

水道施設の構内に居住する者、水道施設で日常的な作業に従事する者（水道技術管理者及び貯水槽の清掃や採水業務に従事する作業員等）、その他衛生管理上必要と認める者について、健康診断を行ってください。

[健康診断の内容]

病原体がし尿に排泄される感染症の患者（病原体の保有者を含む）の有無について検査を行ってください。具体的には、赤痢、腸チフス、パラチフスを基本に、必要に応じてコレラ、腸管出血性大腸菌、赤痢アメーバ、サルモネラ、ノロウイルスを加え、急性灰白髄炎（小児麻痺）、A型肝炎、エルシニア症などにも注意してください。なお、病原体検査は、主として便について行い、必要に応じて尿、血液、その他について行ってください。

[定期の健康診断]

定期の健康診断は、概ね1年ごとに1回行ってください。

[臨時の健康診断]

施設近傍の地域において腸管出血性大腸菌感染症やノロウイルスが流行した場合や、対象とする感染症が流行している地域に水道業務従事者が渡航した場合には、本人や本人と同居する者に対して発熱・下痢等がないことを確認してください。発熱・下痢等の症状がみられる場合には、臨時の健康診断を行ってください。

[記録の作成・保存]

健康診断を行ったときは、その記録を検査を行った日から1年間保存してください。

(3) 衛生上必要な措置

水道法では、水道の衛生確保のため必要な措置を講じることを専用水道の設置者に義務付けています。

[清潔の保持]

取水場、貯水槽、貯水池、導水きよ、浄水場及びポンプ井は、常に清潔にして、汚物等により水が汚染されないようにしてください。

[汚染防止の措置]

施設には、かぎを掛け、柵を設けるなどみだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止する措置を講じるほか、一般の注意を喚起するために必要な標札、立札、掲示等をしてください。

また、し尿を用いる耕作及び園芸並びに家畜及び家禽の放し飼いはしないでください。

[塩素消毒]

給水栓における水が、遊離残留塩素を0.1mg/ℓ（結合残留塩素の場合は、0.4mg/ℓ）以上保持するように塩素消毒をしてください。ただし、供給する水が病原体に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原体に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水の遊離残留塩素は、0.2mg/ℓ（結合残留塩素の場合は、1.5mg/ℓ）以上とってください。

(4) 施設の点検

水道法では、水道施設を良好な状態に保つため、水道施設の維持及び修繕を専用水道の設置者に義務付けています。

施設点検に当たっては、厚生労働省発出の「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン」を参考にしてください。

[水道施設の維持及び修繕（規則第17条の2）]

水道事業者は、水道施設を良好な状態に保つため、次の基準に従い、その維持及び修繕を行わなければならない。

- 一 水道施設の構造、位置、維持又は修繕の状況その他の水道施設の状況を勘案して、流量、水圧、水質その他の水道施設の運転状態を監視し、及び適切な時期に、水道施設の巡視を行い、並びに清掃その他の当該水道施設を維持するために必要な措置を講ずること。
- 二 水道施設の状況を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行うこと。
- 三 前号の点検は、コンクリート構造物（水密性を有し、水道施設の運転に影響を与えない範囲において目視が可能なものに限る）にあつては、おおむね五年に一回以上の適切な頻度で行うこと。
- 四 第二号の点検その他の方法により水道施設の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、水道施設を良好な状態に保つように、修繕その他の必要な措置を講ずること。

[記録の作成・保存]

- ・コンクリート構造物に係る点検を行った場合、①点検の年月日、②点検を実施した者の氏名、③点検の結果についての記録を作成し、次に点検を行うまでの期間保存してください。
- ・コンクリート構造物の修繕を行った場合は、その内容を記録し、当該コンクリート構造物を利用している期間保存してください。

(5) 汚染事故が発生した場合の措置

専用水道の設置者は、供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければなりません。また、保健所にも速やかに報告してください。

[人の健康を害するおそれ]

次のようなときが、健康を害するおそれのある場合です。

- ① 水質異常時（健康関連項目（別表（巻末）の1～31の項目）に関し、基準超過があるとき）
- ② 病原生物により汚染されているおそれがあるとき
- ③ 塩素注入機の故障等により塩素消毒が不可能になったとき
- ④ 水源、取水、導水の過程にある水に次のような変化があり、健康関連項目について基準超過のおそれがあるとき
 - ア 不明の原因によって色及び濁りに著しい変化が生じた場合
 - イ 臭気及び味に著しい変化が生じた場合
 - ウ 魚が死んで多数浮上した場合
 - エ 塩素消毒のみで給水している水道の水源において、ごみ等の汚物の浮遊を発見した場合

5. 水道技術管理者

水道法では、水道の管理の適正を期するため、専用水道の設置者が水道技術管理者を置くことを義務付け、その業務及び資格要件を規定しています。

(1) 水道技術管理者の業務

水道技術管理者は、次に掲げる業務に従事し、及びこれらの業務に従事する他の職員を監督しなければなりません。

- ① 水道施設が法第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査（法第22条の2第2項に規定する点検を含む）
- ② 法第13条第1項の規定による給水開始前の水質検査及び施設検査
- ③ 法第20条第1項の規定による水質検査
- ④ 法第21条第1項の規定による健康診断
- ⑤ 法第22条の衛生上の措置の実施
- ⑥ 法第23条第1項の規定による給水の緊急停止
- ⑦ 法第37条前段の規定による給水停止

(2) 水道技術管理者の資格要件

〔水道技術管理者の主な資格要件〕 ※年数は、水道に関する技術上の実務に従事した年数

専攻の種別 学校の種別	土木工学（土木科） 又はこれに相当する課程		土木工学以外の 工学、理学、農学、 医学、薬学	左記以外の学科
大学	A 衛生工学又は水道 工学に関する学習目 を修めて卒業	B 左記以外の学習 目を修めて卒業	4年以上	5年以上
	2年以上	3年以上		
短期大学 高等専門学校 旧専門学校	5年以上		6年以上	7年以上
高等学校 中等教育学校	7年以上		8年以上	9年以上
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・10年以上、水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 ・厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者 			
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・1日最大給水量が1,000 m³以下である場合は、経験年数はこの表の2分の1とする。 ・実務経験の年数には、簡易専用水道での従事経験は算入しない。 			

6. 業務の委託

専用水道の管理に関する業務委託には、次の2種類の方法があります。

	業務の全部の委託	業務の一部の委託
委託形態	水道の管理に関する技術上の業務の全部を委託（技術上の観点から、一体として行わなければならない業務の全部を包括的に委託）	水道施設の水質検査、清掃、点検、修繕等について、個別に事実上の行為のみを委託
根拠	水道法第24条の3	私法上の委託契約
委託契約書	水道法施行令第9条第3号に規定する条項を含む委託契約書を作成	水質検査の委託以外は規定なし （水質検査の委託にあつては、規則第15条第8項第1号に規定する事項を含む委託契約書を作成）
再委託	不可 （いわゆる丸投げは不可だが、一部の事実上の行為のみを再委託することは可）	私法上の契約による
受託者の要件	<ul style="list-style-type: none"> • 他の水道事業者 • 他の水道用水供給事業者 • 業務を適正かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する者 	水質検査以外は要件なし （水質検査の委託にあつては、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関）
水道技術管理者	受託者が受託水道業務技術管理者を置く （専用水道の設置者は、水道技術管理者を置く必要はない）	専用水道の設置者が水道技術管理者を置く
管理責任	受託した業務の範囲内においては、受託者が、専用水道の設置者に代わって、水道法上の責任を負う	業務の一部を委託したとしても、専用水道の設置者が、水道法上の責任を負う
罰則の適用	受託者が、罰則の適用を受ける	専用水道の設置者が、罰則の適用を受ける
委託に関する届出	届出が必要	不要
監督権限	行政による監督（報告徴収、立入検査等）を受託者が受ける	行政による監督（報告徴収、立入検査等）を専用水道の設置者が受ける

[業務の全部の委託に関する届出]

水道法第24条の3に基づき、業務の全部の委託を行うときは、「専用水道管理業務委託届出書」に次の添付書類を添えて、届出してください。

◆添付書類

- 委託契約書の写し
- 受託水道業務技術管理者の資格を証明する書類の写し

7. その他

(1) その他の届出

次に該当する場合には、届出してください。

なお、「布設工事」に該当する工事によって、施設の変更が生じる場合には、「布設工事の確認申請」及び「給水開始前の届出」が必要となります（「2. 専用水道の設置」を参照）。

届出が必要なとき	届出書	添付書類
専用水道布設工事確認申請書の記載事項を変更するとき 例)・水道施設の変更 ・法人の代表者の変更	専用水道変更届出書	水道施設の変更の場合、当該変更がわかる図面
専用水道を廃止したとき	専用水道廃止届出書	
水道技術管理者を設置又は変更したとき	水道技術管理者（設置・変更）届出書	水道技術管理者の資格を証明する書類又はその写し

(2) 罰則について

水道法に定める罰則は、次のとおりです。

条 項	事 項	違反に対する罰則
第13条	給水開始前の届出及び検査	100万円以下の罰金
第19条	水道技術管理者の設置	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
第20条	水質検査の実施	100万円以下の罰金
第21条	関係者の健康診断の実施	100万円以下の罰金
第22条	衛生上必要な措置の実施	100万円以下の罰金
第23条	給水の緊急停止及び周知	3年以下の懲役又は100万円以下の罰金
第24条の3	業務の委託の規定	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
第24条の3	受託水道業務技術管理者の設置	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
第24条の3	業務の委託の届出	30万円以下の罰金
第32条	布設工事の確認	100万円以下の罰金
第37条	給水停止命令に従うこと	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
第39条	報告徴収及び立入検査を受けること	30万円以下の罰金

【問合せ先】 〒031-0011 八戸市田向三丁目6番1号
八戸市 こども健康部 保健所 衛生課 生活衛生グループ
電 話：0178-38-0719（直通） F A X：0178-38-0737
E-mail：eisei@city.hachinohe.aomori.jp

〔第2版 令和8年4月発行〕

[別紙] 水道水質基準一覧

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第四条第二項の規定

水質基準に関する省令(H15.05.30厚生労働省令第101号) 最終改正:令和8年4月1日

検査項目	検査回数			基準値
	1日に1回	1か月に1回	3か月に1回	
☆色	○			異常がないこと
☆濁り	○			異常がないこと
☆消毒の残留効果	○			残留塩素目安0.1mg~1.0mg/ℓ
1 一般細菌		○		100個/ml以下
2 大腸菌		○		検出されないこと
3 カドミウム及びその化合物			○※3	0.003mg/L以下
4 水銀及びその化合物			○※3	0.0005mg/L以下
5 セレン及びその化合物			○※3	0.01mg/L以下
6 鉛及びその化合物			○※3	0.01mg/L以下
7 ヒ素及びその化合物			○※3	0.01mg/L以下
8 六価クロム化合物			○※3	0.02mg/L以下
9 亜硝酸態窒素			○※3	0.04mg/L以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン			○	0.01mg/L以下
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○※3	10mg/L以下
12 フッ素及びその化合物			○※3	0.8mg/L以下
13 ホウ素及びその化合物			○※3	1.0mg/L以下
14 四塩化炭素			○※3	0.002mg/L以下
15 1,4-ジオキサン			○※3	0.05mg/L以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○※3	0.04mg/L以下
17 ジクロロメタン			○※3	0.02mg/L以下
18 テトラクロロエチレン			○※3	0.01mg/L以下
19 トリクロロエチレン			○※3	0.01mg/L以下
20 PFOS及びPFOA			○※4	0.00005mg/L以下
21 ベンゼン			○※3	0.01mg/L以下
22 塩素酸			○	0.6mg/L以下
23 クロロ酢酸			○	0.02mg/L以下
24 クロロホルム			○	0.06mg/L以下
25 ジクロロ酢酸			○	0.03mg/L以下
26 ジブロモクロロメタン			○	0.1mg/L以下
27 臭素酸			○	0.01mg/L以下
28 総トリハロメタン			○	0.1mg/L以下
29 トリクロロ酢酸			○	0.03mg/L以下
30 ブロモジクロロメタン			○	0.03mg/L以下
31 ブロモホルム			○	0.09mg/L以下
32 ホルムアルデヒド			○	0.08mg/L以下
33 亜鉛及びその化合物			○※3	1.0mg/L以下
34 アルミニウム及びその化合物			○※3	0.2mg/L以下
35 鉄及びその化合物			○※3	0.3mg/L以下
36 銅及びその化合物			○※3	1.0mg/L以下
37 ナトリウム及びその化合物			○※3	200mg/L以下
38 マンガン及びその化合物			○※3	0.05mg/L以下
39 塩化物イオン		○※1		200mg/L以下
40 カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○※3	300mg/L以下
41 蒸発残留物			○※3	500mg/L以下
42 陰イオン界面活性剤			○※3	0.2mg/L以下
43 ジェオスミン		○※2		0.00001mg/L以下
44 2-メチルイソボルネオール		○※2		0.00001mg/L以下
45 非イオン界面活性剤			○※3	0.02mg/L以下
46 フェノール類			○※3	0.005mg/L以下
47 有機物(全有機炭素(TOC)の量)		○※1		3mg/L以下
48 pH値		○※1		5.8以上8.6以下
49 味		○※1		異常でないこと
50 臭気		○※1		異常でないこと
51 色度		○※1		5度以下
52 濁度		○※1		2度以下

※1 連続的に計測および記録がなされている場合は3か月に1回

※2 これらを発生する藻類の水源における発生状況から検査する必要がないと認められる場合には、検査を省略できる。

※3 過去3年間における当該事項に係る検査値が基準値の5分の1以下であるときは1年に1回、基準値の10分の1以下であるときは3年に1回に省略できる。

※4 過去の検査の結果により検出されるおそれが少ないと認められる場合(10ng/L未満の場合)、6か月に1回に省略できる。過去の検査の結果及び原水の並びに水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。)を勘案して検出されるおそれが少ないと認められる場合、1年に1回に省略できる。水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去3年間における当該事項についての検査の結果がすべて基準値の10分の1以下である場合、3年に1回に省略できる。

※5 色付き欄については、過去すべての検査値が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ規則第15条第1項第4号の規定に適合する場合には、※2及び※3に関わらず、検査を省略することができる。